

# 青森県報

号外第二十七号

平成十六年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 訓令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課)一

## 訓

## 令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十八条の二に規定する政策審議監、行政組織規則」を削り、「及び」を「行政組織規則第二十四条の六に規定する局長及び」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「行政組織規則第十八条の四に規定する室長、」を削り、「及び」を「行政組織規則第二十二條の二に規定する室長、行政組織規則第二十四条の八に規定する室長、」に改め、「第二十五条の二の

三に規定する課長」の下に、「ITER誘致推進室長、おもりの「冬の農業」推進チームリーダー、行政経営推進室長、県境再生対策室長及び原子力施設安全検証室長」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号中「行政組織規則第十八条の四の二に規定するグループリーダー、」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号中「規定する出先機関の長」の下に「及びITER誘致推進東京連絡事務所長」を加え、同号を同条第七号とし、同条第九号中「及び副所長」を「副所長及びITER誘致推進東京連絡事務所次長」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 内部組織の長 行政組織規則第二百四十条第二項に規定する課長、科長、室長及び部長並びに行政組織規則別表第三に規定する課長及び室長をいう。

第二条第十号を削り、同条第十一号中「八戸地域技術研究所長」の下に、「木造校長、三沢校長」を加え、同号を同条第十号とする。

第四条第二項中「環境生活部」を「特別対策局」に、「スポーツ振興局長又は次長」を「室長」に改め、同条第三項中「課長は」を「課にグループを置く課長は」に改め、「グループリーダー」の下に「又はグループに属さない職員のうちから当該部長の承認を得て当該課長が指定する職員(以下「課長指定職員」という。)」を加える。

第四条に次の一項を加える。

6 特別対策局の室長は、当該室長の専決事項のうちから特別対策局長の承認を得て定める事務について、特別対策局長の承認を得て当該室長が指定する職員に専決させることができる。

第五条第四項中「かわらさ」の下に「東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長」を加え、「上北地方健康福祉こどもセンター保健部の健康増進課に係る事務を担当する次長(第十二条第六項において「健康増進課担当の次長」という。)」を「上北地方健康福祉こどもセンターの三沢市駐在の次長」に、「管理課、農村計画課、農道ほ場整備課、環境整備課及び水利防災課」を「農村整備」に、「管理課等担当」を「農村整備事務担当」に、「水稻栽培部、水稻育種部、水田利用部、環境保全部及び病害虫防除に係る事務を担当する次長(第十二条第六項において「水稻栽培部等担当の次長」という。)」を「黒石市駐在の次長」に改め、「養鶏部長、」を削り、「当該部長、次長、所長又は局長及び当該部」を「当該内部組織の長、部長、次長、所長又は局長及び当該内部組織、部」に、「鱒ヶ沢町駐在を」を「鱒ヶ沢町駐在を、上北地方健康福祉こどもセンターにあつては三沢市駐在を」に、「課、室」を「三沢市駐在」に、「当該部長、次長、所長又は局長の」を「当該内部組織の長、部長、次長、所長又は局長の」に改め、同条第十項中「総務課長、課税第一課長、課税第二課

長及び課税課長」を「軽油引取税事務担当の内部組織の長、ゴルフ場利用税事務担当の内部組織の長、産業廃棄物税事務担当の内部組織の長及び管理担当の内部組織の長」に改める。

第九条第二項中、「政策推進室にあつては政策推進室長が」を削り、「という。」がの下に、「特別対策局にあつては当該事務を主管する室長が」を加え、同条第三項を削る。

第十条第五項を削り、同条第六項中「政策推進室」を「特別対策局」に改め、同項を同条第五項とする。

第十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、課長の事務のうちから当該部長の承認を得て当該課長が定める事務について課長指定職員に代決させる場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 課長が不在のときは、課長指定職員がその事務を代決する。

二 課長及び課長指定職員がともに不在のときは、当該事務を担当するグループリーダーがその事務を代決する。

三 課長、課長指定職員及び当該事務を担当するグループリーダーがともに不在のときは、あらかじめ主管部長の承認を得て課長が定めた順序により他のグループリーダーがその事務を代決する。

第十一条の二中「主管部長」を「主管課長」に、「課長」を「グループリーダー」に改める。

第十二条第一項中「出先機関の課長」を「内部組織の長」に改め、同条第六項第一号中「ことも相談第一課長（東地方健康福祉こどもセンターを除く。）」を「あらかじめ所長の承認を得てことも相談部長が指定する職員」に改め、同項第四号中「看護班長」を「看護事務担当班長」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 青森県立保健大学、青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院にあつては、経理担当の内部組織の長が不在のときは、当該事務を担当する内部組織の長がその事務を代決する。

第十二条第六項第六号中「支所長」の下に、「東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長」を加え、「上北地方健康福祉こどもセンター保健部の健康増進課担当」を「上北地方健康福祉こどもセンターの三沢市駐在」に、「管理課等担当」を「農村整備事務担当」に、「水稻栽培部等担当」を「黒石市駐在」に改め、「養鶏部長」を削る。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄第一号中、「課長及び出先機関の長」を「及び課長」に改め、「（出先機関の長にあつては、外国旅行（青森県シンガポール事務所の所長のシンガポールの地域内における旅行を除く。）に係るものに限る。）」を削り、同表政策推進室の項を削り、同表人事課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改め、同項第十一号及び第十二号を削り、同表防災消防課の項の次に次のように加える。

課 整 調 策 政	一 全国知事会、北海道・東北地方知事会及び東北自治協議会との連絡に関する次のこと。	イ 行財政に係る資料の提出に関すること。
-----------	---	----------------------

別表第一情報政策課の項中「~~情報政策課~~」を「~~情報政策課~~」に改め、同表統計情報課の項中「~~統計情報課~~」を「~~統計情報課~~」に改め、同表文化・スポーツ振興課の項中「~~文化・スポーツ振興課~~」を「~~文化・スポーツ振興課~~」に改め、同表環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄八中「設置の許可の取消し及び」を削り、同欄リ中「第十五条の三」を「第十五条の二の六」に改め、「設置の許可の取消し及び」を削り、同欄を同欄ルとし、同欄チ中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改め、同チを同欄又とし、同欄中トをリとし、同リの前に次のように加える。

チ 第十四条の三の二（第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しに関すること。

別表第一環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄へ中「許可の取消し及び」を削り、同へを同欄トとし、同欄中ホをへとし、二をホとし、八の次に次のように加える。

二 第九条の二の二の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消しに関すること。

別表第一環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ヲ 第十五条の三の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消しに関すること。

別表第一環境政策課の項の第十一号の課長専決事項の欄ロ及びハを削り、同欄イを次のように改める。

イ 第三十二条第二項の規定による第一種フロン類回収業者の登録に関する事  
別表第一環境政策課の項に次の一号を加える。

十二 青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）の施行に関する次のこと。

- イ 第四条第二項（第五項第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関する事。
- イ 第三条の規定による協議に関する事。
- ロ 第五条第一項の規定による変更の協議に関する事。
- ハ 第十条の規定による協定の締結に関する事。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄中二をへとし、ハの次に次のように加える。

- 二 第三十一条第四項の規定による風景地保護協定の締結の協議等及び同条第五項の規定による風景地保護協定の締結の認可に関する事（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）。
- ホ 第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定に関する事。

別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄中「第十条第三項第十号」を「第十条第三項第十二号」に改め、同欄に次のように加える。

- ト 第十七条第四項の規定による風景地保護協定の締結の協議等及び同条第五項の規定による風景地保護協定の締結の認可に関する事（これらの規定を第二十一条において準用する場合を含む。）。
- チ 第二十三条第一項の規定による公園管理団体の指定に関する事。

別表第一自然保護課の項の第四号の課長専決事項の欄イ中「第十条第三項第八号」を「第十条第三項第九号」に改め、同イを同欄ロとし、同ロの前に次のように加える。

- イ 第十条第三項第六号の規定による物の指定に関する事。
- 別表第一自然保護課の項の第四号の課長専決事項の欄に次のように加える。
- ハ 第十条第三項第十号の規定による動物の指定に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第六号の部長専決事項の欄イ中「第二十一条第一項」

を「第十七条第一項」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同表健康医療課の項中「罨罨罨罨」を「罨罨罨罨」に改め、同項中第一号から第七号までを削り、第八号を第一号とし、第九号から第十五号までを七号ずつ繰り上げ、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第九号とし、第十九号から第二十二号までを九号ずつ繰り上げ、同項に次の七号を加える。

十四 薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）の施行に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療用具に係る同法の施行に関するものを除く。）。

- イ 第十四条第一項の規定による日本薬局方外医薬品等の製造の承認に関する事。
- イ 第五条第一項の規定による薬局の開設の許可に関する事。
- ロ 第五項第二項の規定による薬局の開設の許可の更新に関する事。
- ハ 第八条第三項ただし書（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の管理者に係る許可に関する事。
- 二 第七十五条第一項の規定による薬局開設等の許可の取消し及び業務の停止の命令に関する事。
- イ 第五条第一項の規定による薬局の開設の許可に関する事。
- ロ 第五項第二項の規定による薬局の開設の許可の更新に関する事。
- ハ 第八条第三項ただし書（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の管理者に係る許可に関する事。
- 二 第十二条第二項の規定による医薬品等の製造業の許可に関する事。
- ホ 第十八条第一項の規定による製造品目

において製造する品目

十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）の施行に関する次のこと。

イ 第十九条第四項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録又は特定毒物研究者の許可の取消し及び販売業の登録を

イ 第三条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可に関すること。  
ロ 第十九条第一項の規定による毒物及び

の変更及び追加の許可に関すること。  
ヘ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関すること（二以上の健康福祉こどもセンターの所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものに限る。）。

ト 第七十条第一項及び第二項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関すること。  
チ 第七十一条の規定による製造する医薬品等の検査の命令に関すること。

リ 第七十二条の二の規定による薬剤師の増員の命令に関すること。

十六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の施行に関する次のこと。

受けている者又は特定毒物研究者の業務の停止の命令に関すること。

劇物の販売業の登録の取消しに関すること。  
ハ 第十九条第三項（第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令に関すること。

イ 第五十条の四十一の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令に関すること。

イ 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許に関すること。  
ロ 第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許に関すること。

ロ 第五十一条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び業務の取消の停止の命令に関すること。

ハ 第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録に関すること。

ハ 第五十一条第二項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の取消し及び業務の停止の命令に関すること。

ニ 第五十八条の六第一項の規定による麻薬中毒者等に対する精神保健指定医の診察に関すること。

ニ 第五十一条第三項

の規定による向精神  
薬試験研究施設設置  
者の登録の取消しに  
関すること。

ホ 第五十四条第二項  
の規定による麻薬取  
締員の任命の協議に  
関すること。

ヘ 第五十八条の十五  
の規定による社会保  
険診療報酬支払基金  
への事務の委託に関  
すること。

ホ 第五十八条の八第  
一項の規定による麻  
薬中毒者の入院の措  
置に関すること。

ヘ 第五十八条の八第  
三項（第五十八条の  
九第二項において準  
用する場合を含む。）  
の規定による麻薬中  
毒審査会に対する審  
査の要求に関するこ  
と。

ト 第五十八条の八第  
六項（第五十八条の  
九第二項において準  
用する場合を含む。）  
の規定による措置入  
院者の退院及び入院  
期間の決定に関する  
こと。

チ 第五十八条の九第  
一項の規定による措  
置入院者の入院期間  
の延長に関すること。  
リ 第五十八条の十一  
の規定による措置入  
院者の所持品の保管  
に関すること。

又 第五十八条の十二  
第一項の規定による  
措置入院者の退院に  
関すること。

ル 第五十八条の十六  
第一項の規定による  
施設の管理者からの  
報告の徴収及び診療  
録等の検査に関する  
こと。

十七 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）  
の施行に関する次のこと。  
イ 第五条第一項の規  
定による大麻取扱者  
の免許に関するこ  
と。  
ロ 第十八条の規定に  
よる免許の取消しに  
関すること。  
イ 第十四条ただし書  
の規定による大麻の  
栽培地外への持出し  
の許可に関するこ  
と。

十八 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の施行に関する次のこと。  
イ 第十二条第四項  
（第十八条第二項に  
おいて準用する場合  
を含む。）の規定に  
よるけしの栽培の許  
可に係る調査に関す  
ること。

十九 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の施行に関する次のこと。  
イ 第八条第一項の規  
定による覚せい剤施  
定による覚せい剤施

イ 第三条第一項の規  
定による覚せい剤施



<p>別表第一薬務衛生課の項中「糞汚穢肝臓」を「殆論穢肝臓」に改め、第一号から第七号までを削り、第二十四号を第二十六号とし、第十二号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項の第十一号中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同欄口中「第八条第一</p>	<p>用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び業務又は研究の停止の命令に関すること。</p> <p>□ 第三十条の三第一項の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定の取消し及び業務又は研究の停止の命令に関すること。</p> <p>二 第三十二条第一項及び第二項の規定による覚せい剤取締上必要とする立入検査収去及び質問に関すること。</p> <p>ホ 第三十五条第二項の規定による覚せい剤施用機関の指定に関すること。</p> <p>イ 第二十三条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。</p>	<p>用機関又は覚せい剤研究者の指定に関すること。</p> <p>□ 第三十条の二の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定に関すること。</p> <p>ハ 第三十一条の規定による覚せい剤研究者等からの報告の徴収に関すること。</p> <p>二 第三十二条第一項及び第二項の規定による覚せい剤取締上必要とする立入検査収去及び質問に関すること。</p> <p>ホ 第三十五条第二項の規定による覚せい剤施用機関の指定に関すること。</p> <p>イ 第二十三条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。</p>	<p>項」を「第十二条第一項」に、「と殺解体料」を「とさつ解体料」に改め、同欄八中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号を同項の第十三号とし、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同項の第八号の部長専決事項の欄口中「第二十八条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項（第二十九条第一項）を「第五十九条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条第一項）に改め、同口を同欄二とし、同欄イ中「第二十三条及び第二十四条（第二十九条第一項）を「第五十五条第一項及び第五十六条（これらの規定を第六十二条第一項）に改め、同イを同欄八とし、同八の前に次のように加える。</p> <p>イ 第二十四条第一項の規定による食品衛生監視指導計画の策定に関すること。</p> <p>ロ 第二十八条第四項の規定による収去した食品等（と畜場及び食鳥処理場において収去したものを除く。）の試験に関する事務の委託に関すること。</p> <p>別表第一薬務衛生課の項中第八号を第十号とし、同号の前に次の九号を加える。</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第十条の規定による予防計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>ロ 第十四条第五項の規定による指定届出機関の指定の取消しに関すること。</p> <p>ハ 第三十八条第八項の規定による感染症指定医療機関の指定の取消しに関すること。</p> <p>イ 第十二条第三項及び第十三条第四項（これらの規定を第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条第一項の規定による通報に関すること。</p> <p>ロ 第十四条第一項の規定による指定届出機関の指定に関すること。</p> <p>ハ 第三十八条第二項の規定による感染症指定医療機関の指定に関すること。</p>
--	---	--	---

二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十六条第五項の規定による指定医療機関の指定の取消しに関すること。

ロ 第三十八条第三項の規定による診療報酬の額の決定（第三十五条第一項第一号から第四号までの規定に係るものに限る。）に関すること。

ハ 第三十八条第六項の規定による社会保険診療報酬支払基金への事務の委託に関すること。

ニ 第六十五条の規定による事業者等に対する定期の健康診断等についての代執行に関すること。

ホ 結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬（昭和五十八年厚生省告示第三十号）第三号の規定による協定に関すること。

イ 第三十五条第一項の規定による従業禁止及び入所命令に係る患者の同項第六号に掲げる医療に要する費用の負担に関すること。

ロ 第三十六条第一項の規定による医療機関の指定に関すること。

ハ 第三十八条第三項の規定による診療報酬の額の決定（第三十五条第一項第五号及び第六号の規定に係るものに限る。）に関すること。

ニ 第四十一条第一項の規定による緊急時等の特例に係る療養費の支給に関すること。

ホ 第四十二条第二項の規定による指定医療機関に対する診療報酬の支払の差止めに関すること。

ヘ 第六十六条第四項の規定による行政

三 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条第一項の規定による親族に対する援護に関すること。

四 らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令（平成八年政令第九十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条第六項の規定による生活状態の調査及び援護の変更の決定に関すること。

ロ 第二条第七項の規定による援護の停止及び廃止の決定に関すること。

ハ 第二条第九項の規定による被援護者に対する必要な指導及び指示に関すること。

ニ 第二条第十項の規定による立入調査に関すること。

ホ 第二条第十三項の規定による援護の変更、停止及び廃止に

との健康診断等の実施の協議（第六十五条の規定に係るものに限る。）に関すること。

五 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関する次のこと。  
関すること。

イ 第五十条の規定による費用（医療等以外の保健事業に要する費用に限る。）の交付に係る支出負担行為に関すること。

六 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項の規定による調査世帯の指定に関すること。

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十九条第三項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の取消しに関すること。

イ 第二条の規定による被爆者健康手帳の交付に関すること。  
ロ 第七条の規定による被爆者の健康診断の実施に関すること。

八 第十九条第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。  
ニ 第二十四条第一項の規定による医療特別手当の支給及び同条第二項の規定による認定に関すること。

ホ 第二十五条第一項の規定による特別手当の支給及び同条第二項の規定による認定に関すること。

ヘ 第二十七条第一項の規定による健康管理手当の支給及び同条第一項の規定による認定に関すること。

ト 第三十条第二項の規定による手当の支給の一時差止めに関すること。  
チ 第三十一条の規定による介護手当の支給に関すること。  
リ 第三十二条の規定による葬祭料の支給に関すること。

八 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第五条第一項の規定による栄養士の免許の取消し及び名称の使用の停止の命令に関すること。

イ 第二条第一項の規定による栄養士の免許に関すること。

九 調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による調理師の免許の取

イ 第三条第一項の規定による調理師の免



消しに関すること。 許に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄中チをフとし、トをルとし、ヘを又とし、ホをリとし、ニを子とし、ハをトとし、ロをへとし、イをホとし、同ホの前に次のように加える。

イ 第十八条の十第二項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任の命令に関すること。

ロ 第十八条の十三第二項の規定による試験事務規程の変更の命令に関すること。

ハ 第十八条の十九第一項の規定による保育士の登録の取消しに関すること。

ニ 第十八条の十九第二項の規定による保育士の登録の取消し及び名称の使用の停止の命令に関すること。  
別表第一こどもみらい課の項の第一号の課長専決事項の欄中ロをへとし、イをホとし、同ホの前に次のように加える。

イ 第十八条の十第一項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の認可に関すること。

ロ 第十八条の十三第一項の規定による試験事務規程の認可及び変更の認可に関すること。

ハ 第十八条の十四の規定による事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。

ニ 第十八条の十八第一項の規定による保育士の登録に関すること。  
別表第一こどもみらい課の項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十二条の規定による指定試験機関の指定の取消し及び試験事務の停止の命令に関すること。	イ 第十一条の規定による試験事務の休止又は廃止の許可に関すること。
--	-----------------------------------

別表第一障害福祉課の項の第一号の課長専決事項の欄中イをニとし、同ニの前に次のように加える。

イ 第十七条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の

徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

ロ 第十七条の二十八第一項の規定による指定身体障害者更生施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）

ハ 第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第三号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十五条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

ロ 第十五条の二十八第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

ハ 第二十一条の二第二項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

別表第一障害福祉課の項の第四号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第二十一条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。

ロ 第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものに限る。）。  
別表第一文化観光推進課の項中「**文化観光推進課**」を「**観光推進課**」に改め、同項の第四号の課長専決事項の欄ロ及びハを削り、同表農林水産政策課の項の次に次のように加える。

課 略	一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の施行に関する次のこと。
戦 略	イ 第六十条の規定による地方卸売市場の
売	イ 第六十六条第一項の規定による報告等

総合版

<p>廃止の許可に関する こと。 □ 第六十四条第一項 の規定による業務規 程の変更の承認に関 すること。</p>	<p>の徴収（取扱品目の 部類が水産物のみの 卸売市場及び卸売業 者に係るものに限 る。）及び立入検査 に関すること。</p>
<p>二 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の 施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第三条第一項の規 定による事業場の登 録に関すること。</p>
<p>三 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 物産の紹介及びあ つせんに関するこ と。 □ 貿易関係の調査及 び情報の提供に関す ること。</p>

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第十条第十六項及び第十七項」を「第十条第十八項及び第十九項」に改め、同欄口中「第十条第十八項」を「第十条第二十項」に改め、同欄八中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同欄二中「第十条第二十四項」を「第二十六項」に改め、同欄中又を削り、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、同号の課長専決事項の欄イ中「第十条第十五項」を「第十条第十七項」に改め、同項の第六号の部長専決事項の欄イ中「第三十条第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同欄中八を二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

□ 第三十条第三項の規定による模範共済規程例の設定に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第六号の課長専決事項の欄イ中「定款変更」を「定款又は共済規程の変更」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表構造政策課の項中第八号から第十一号ま

室 推 進 安 心 ・ 安 全 の 食

でを削り、第十二号を第八号とし、同表流通加工課の項を削り、同表農産園芸課の項の第二号を削り、同表りんご果樹課の項の第四号の部長専決事項の欄中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、同項の第五号中「及び貿易」を削り、同号の部長専決事項の欄ロからホまでを削り、同表漁港漁場整備課の項の次に次のように加える。

<p>一 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第四条第一項の規 定による地力増進地 域の指定に関するこ と。 □ 第五条の規定によ る対策調査の実施に 関すること。 ハ 第六条第一項の規 定による地力増進対 策指針の策定に関す ること。 ニ 第八条の規定によ る改善状況調査の実 施に関すること。 ホ 第十一条第二項の 規定による申出に関 すること。</p>
<p>二 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第二十四条第二項 の規定による防除計 画の策定に関するこ と。</p>
<p>三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第二十四条第二項 の規定による防除計 画の策定に関するこ と。</p>

<p>イ 第三十一条第二項及び第三項の規定による普通肥料等の譲渡又は引渡し制限及び禁止並びに登録の取消しに関すること。</p>	<p>イ 第四条第一項及び第二項の規定による普通肥料の登録に関すること。</p> <p>ロ 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新に関すること。</p> <p>ハ 第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。</p> <p>ニ 第三十五条第一項の規定による適用除外の肥料の指定に関すること。</p>	<p>四 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第三条第一項及び第三項の規定による導入指針の策定及び変更に関すること。</p>
---	--	---

別表第一 監理課の項の第七号の課長専決事項の欄口を削り、同表整備企画課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第十八条の五第十一項第四号及び第三十八条の五第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号及び第三十八条の五第十項第四号」に改め、同表河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄水中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同号の課長専決事項の欄中ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 第五十八条の六第一項の規定による河川予定立体区域における行為の許可（工作物の新築等に係るもの（占用の期間が一年以内のやなその他仮設工作物に係るものを除く。）及び第二十三条の規定による流水の占用の許可を伴つても

のに限る。）に関すること。

別表第一 河川砂防課の項の第二号の部長専決事項の欄に次のように加える。

リ 第三十五条の二第一項第五号の規定による行為の指定に関すること。

別表第一 建築住宅課の項の第二号の課長専決事項の欄イ及びロを削り、同項の第三号の部長専決事項の欄イ中「の開発行為」の下に「（市街化調整区域に係る開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為で、予定建築物等の用途が住宅であるものを除く。）」を加え、同欄中「建築等」の下に「（その用途が住宅である建築物の建築等を除く。）」を加え、同項の課長専決事項の欄イ中「市街化区域」の下に「市街化調整区域」を、「開発行為」の下に「（市街化調整区域に係る開発行為にあつては、予定建築物等の用途が住宅であるものに限る。）」を加え、同欄中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 第四十三条第一項の規定による建築等（その用途が住宅である建築物の建築等に限る。）の許可に関すること。

別表第一 建築住宅課の項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十一号八、第六十二条の三第四項第十一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同項の課長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十一号八、第六十二条の三第四項第十一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同欄口中「第三十一条の二第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」に改め、同表高規格道路・津軽ダム対策課の項の次に次のように加える。

<p>行政 経営 推進 室</p>	<p>一 管理改善に関する次のこと。</p> <p>イ 管理改善に関する提案の採否の決定に関すること。</p>	<p>イ 管理改善の調査の具体的調査項目の設定及び実施に関すること。</p> <p>ロ 管理改善の研修の実施に関すること。</p>
-------------------	---	---

別表第一 経理課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表に次のように加える。

課 出 納	<p>一 青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第六条第一項の規定による証紙売りさばき人及び売りさばき場所の指定に関すること。</p> <p>ロ 第八条第一項の規定による指定の取消しに関すること。</p> <p>ハ 青森県収入証紙の発行に関すること。</p>
----------	---

別表第二各出先機関共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第二号中「（長の外国旅行（青森県シンガポール事務所所長のシンガポールの地域内における旅行を除く。）に係るものを除く。）を削り、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第三号イ中「一級から九級まで（国家公務員を旅行依頼した場合、すべての級）の職務相当」を削り、同号ロ中「一級から九級までの職務相当」を削り、同表青森県行政組織規則第二十九条第一項の規定により知事が指定した出先機関の項中「青森県行政組織規則第二十九条第二項」を「事務委任規則第二十一条第二号」に改める。

別表第二の二中「青森県東京事務所総務課長」を「青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長」に、

青森県自治研修所総務課長

青森県自治研修所総務課長補佐

を

青森県自治研修所の庶務担当課長

青森県自治研修所の庶務担当課の課長補佐

に、「県税事務所の総務課長」を「県税事務所の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県消防学校総務課長」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森

県環境保健センター総務室長」を「青森県環境保健センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立子ども自立センターみらい総務課長」を「青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立あすなろ学園総務課長」を「青森県立あすなろ学園の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立さわらび園総務課長」を「青森県立さわらび園の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県工業総合研究センター総合企画室長」を「青森県工業総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立青森高等技術専門学校総務課長」を「青森県立青森高等技術専門学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立弘前高等技術専門学校総務課長」を「青森県立弘前高等技術専門学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立八戸工科学院総務課長」を「青森県立八戸工科学院の庶務担当の内部組織の長」に改め、

青森県立三沢高等技術専門学校教頭

青森県立三沢高等技術専門学校総務課長

を削り、「農林水産事務所の総務室長」を「農林水産事務所の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県農林総合研究センター総務室長」を「青森県農林総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県水産総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県水産総合研究センター総合企画室長」を「青森県水産総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県総合企画室長」を「青森県総合企画室長の内部組織の長」に、「青森県農業大学校総務課長」を「青森県農業大学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県農業大学校総務課長」を「青森県農業大学校の庶務担当の内部組織の長」に、「県土整備事務所の総務室長」を「県土整備事務所の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県健康福祉こどもセンター」にあつては福祉部福祉調整課、福祉推進第一課及び福祉推進第二課を担当する次長」を「西北地方健康福祉こどもセンター福祉部の鯉ヶ沢町駐在の次長を除く。」に改める。

別表第三の二学長の項の第二号中「（学長の外国旅行に係るものを除く。）を削り、同項の第五号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同表事務局長の項の第四号イ中「一級から九級まで（国家公務員を旅行依頼した場合は、すべての級）の職務相当」を削り、同号ロ中「一級から九級までの職務相当」を削る。

別表第四院長の項の第二号中「（院長の外国旅行に係るものを除く。）を削り、同表事務局長の項の第四号イ中「一級から九級まで（国家公務員を旅行依頼した場合は、すべての級）の職務相当」を削り、同号ロ中「一級から九級までの職務相当」を



削る。

別表第四の二中「青森県東京事務所総務課長」を「青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長」に、

青森県自治研修所総務課長	青森県自治研修所総務課長補佐
--------------	----------------

青森県自治研修所の庶務担当課長	青森県自治研修所の庶務担当課の課長補佐
-----------------	---------------------

に、「県税事務所総務課長」を「県税事務所の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県消防学校総務課長」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県環境保健センター総務室長」を「青森県環境保健センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立子ども自立センターみらい総務課長」を「青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立あすなろ学園総務課長」を「青森県立あすなろ学園の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立さわらび園総務課長」を「青森県立さわらび園の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立工業総合研究センター総合企画室長」を「青森県立工業総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立青森高等技術専門学校総務課長」を「青森県立青森高等技術専門学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立弘前高等技術専門学校総務課長」を「青森県立弘前高等技術専門学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県立八戸工科大学院総務課長」を「青森県立八戸工科大学院の庶務担当の内部組織の長」に改め、

青森県立三沢高等技術専門学校教頭	青森県立三沢高等技術専門学校総務課長
------------------	--------------------

を削り、「農林水産事務所の総務室長」を「農林水産事務所の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県農林総合研究センター総務室長」を「青森県農林総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県水産総合研究センター総合企画室長」を「青森県水産総合研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県ふるさと食品研究センター総合企画室長」を「青森県ふるさと食品研究センターの庶務担当の内部組織の長」に、「青森県農業大学校総務課長」を「青森県農業大学校の庶務担当の内部組織の長」に、「青森県農業大学校総務課長」を「青森県農業大学校の庶務担当の内部組織の長」に改め、

内部組織の長」に、「青森県営農高等学校総務課長」を「青森県営農高等学校の庶務担当の内部組織の長」に、「県土整備事務所の総務室長」を「県土整備事務所の庶務担当の内部組織の長」に、「の畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長」を「のグリーンバイオセンターのグリーンバイオセンター所長、畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長、フラワーセンター21あもりのフラワーセンター21あもり所長」に、「物品の出納通知」を「物品の管理及び処分」に、

青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長	青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長
-------------------------------	-------------------------------

青森県農林総合研究センターグリーンバイオセンターのグリーンバイオセンター所長	青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長	青森県農林総合研究センターフラワーセンター21あもりのフラワーセンター21あもり所長
--	-------------------------------	--

に改める。

別表第五十和田食肉衛生検査所三戸支所の支所長の項の第一号中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同号イ中「第九条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同号ロ中「第十条」を「第十四条」に改め、同号ハ中「第十二条」を「第十六条」に改め、同号ニ中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項の第二号を次のように改める。

- 二 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）の施行に関する次のこと。
- イ 第四条第二号の規定によると畜場以外の場所において行う獣畜のとさつの許可に関すること。

ロ 第五条第一項第一号から第三号までの規定による持出しの許可に関すること。

別表第五十和田食肉衛生検査所三戸支所の支所長の項の第三号ロ中「第四項」を「第五項」に改め、同号ニ中「第十五条第六項」を「第十五条第七項」に改め、同項



の第四号イ中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「営業を行う者」を「営業者」に改め、同号ロ中「第二十二条」を「第五十四条」に改め、同ロを同号八とし、同八の前に次のように加える。

ロ 第二十八条第四項の規定による収去した食品等の試験に関する事務の委託に  
関すること。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所の項の第五号八及び水中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項の第九号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第十条の規定による登録簿の閲覧に關すること。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所の項に次の  
一号を加える。

十一 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律の施行  
に關する次のこと。

イ 第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録（第十二条第一項  
の規定による登録の更新を含む。）に關すること。

ロ 第十三条第一項（第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を  
含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理に關すること。

ハ 第十四条（第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）の規  
定による登録簿の閲覧に關すること。

ニ 第十五条第一項（第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を  
含む。）の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

ホ 第十六条（第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）  
の規定による登録の抹消に關すること。

ヘ 第二十二条第二項（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規  
定による回収量等の報告の受理に關すること。

ト 第二十四条第一項及び第二項の規定による第一種フロン類回収業者に対する  
勧告に關すること。

チ 第二十五条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録（第二十八条  
において準用する第十二条第一項の規定による登録の更新を含む。）に關する  
こと。

リ 第二十九条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録（第三十二条  
第二項の規定によるものを除き、第三十三条第一項において準用する第十二条  
第一項の規定による登録の更新を含む。）に關すること。

又 第四十三条第一項の規定による第二種フロン類回収業者に対する勧告に關す  
ること（第三十二条第二項の規定により登録された第二種フロン類回収業者に  
係るものを除く。）。

ル 第四十三条第四項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類  
回収業者に対する勧告に關すること（第三十二条第二項の規定により登録され  
た第二種フロン類回収業者に係るものを除く。）。

ヲ 第六十四条第一項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類  
回収業者からの報告の徴収及び第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回  
収業者に対する勧告に關すること（第三十二条第二項の規定により登録された  
第二種フロン類回収業者に係るものを除く。）。

ワ ト、又、ル及びヲに係る第七十条第一項の規定による報告の徴収に關するこ  
と。

別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第十三号イ中「第十七条第一項  
（第二十九条第一項）を「第二十八条第一項（第六十二条第一項）に、「営業を行う  
者」を「営業者」に改め、同号ロ中「第十九条の十七第六項」を「第四十八条第八項」  
に改め、同号ハ中「第二十一条第一項（第二十九条第一項）を「第五十二条第一項  
（第六十二条第一項）に改め、同号ニ中「第二十一条第二項（第二十九条第一項）  
を「第五十三条第二項（第六十二条第一項）に改め、同号ホ中「第二十一条」を「第  
七十一条」に改め、同項の第二十号チ及びリ中「及び指示」を「並びに指示及び実施」  
に改め、同表健康福祉こどもセンターの福祉部長の項の第一号中チをリとし、トをチ  
とし、ヘをトとし、ホをへとし、同号ニ中「こと」の下に「（大型法人等設置施設の  
設置者に係るものを除く。）」を加え、同ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロを  
ハとし、イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 第二十一条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等  
の徴収及び出頭の要求に關すること（大型法人等設置施設の設置者に係るもの  
を除く。）。

別表第五健康福祉こどもセンターの福祉部長の項の第四号を次のように改める。

四 身体障害者福祉法の施行に關する次のこと。  
イ 第十七条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の  
徴収及び出頭の要求に關すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものを  
除く。）。

ロ 第十七条の二十八第一項の規定による指定身体障害者更生施設等の設置者等  
からの報告等の徴収及び出頭の要求に關すること（大型法人等設置施設の設置

者に係るものを除く。 ) 。

八 第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。 ) 。

別表第五健康福祉こどもセンターの福祉部長の項の第六号を次のように改める。

六 知的障害者福祉法の施行に関する事。

イ 第十五条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。 ) 。

ロ 第十五条の二十八第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。 ) 。

八 第二十一条の二第一項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関する事(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。 ) 。

別表第五青森県立保健大学事務局次長の項の第一号ロ中「総務課長」を「経理担当の内部組織の長」に改め、同表青森県立保健大学総務課長の項中「青森県立保健大学総務課長」を「青森県立保健大学の経理担当の内部組織の長」に改め、同表青森県立中央病院経理課長の項中「青森県立中央病院経理課長の項中」青森県立中央病院経理課長」を「青森県立中央病院の経理担当の内部組織の長」に改め、同表青森県立つくしが丘病院総務医事課長の項中「青森県立つくしが丘病院総務医事課長」を「青森県立つくしが丘病院の経理担当の内部組織の長」に改め、同表農林水産事務所の管理課等担当の次長の項中「管理課等担当」を「農村整備事務担当」に改める。

別表第六中「養鶏部長、」を削る。

別表第七県税事務所の課税第一課長又は課税課長の項中「課税第一課長又は課税課長」を「軽油引取税事務担当の内部組織の長」に、同表県税事務所の課税第二課長又は課税課長の項中「課税第二課長又は課税課長」を「ゴルフ場利用税事務担当の内部組織の長」に改め、同項の次に次のように加える。

県税事務所の 産業廃棄物税	県税事務所の 産業廃棄物税	一 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の施行に関する次
事務担当の内	事務担当の主	〇一〇。

部組織の長	幹(産業廃棄物税事務担当の主幹を置かない県税事務所にあつては、産業廃棄物税事務担当の総括主査又は主査)	イ 第十条第五項及び第九項の規定による証票の交付に関する事。
-------	---	--------------------------------

別表第七県税事務所の総務課長の項中「総務課長」を「管理担当の内部組織の長」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。
- おおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部改正(四十五号)の一部を次のように改正する。  
第六条を削る。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭